

# 令和4年度第1回 人を対象とする研究倫理委員会 議事要旨

日 時 令和4年4月19日(火) 11時00分～11時50分  
方 法 Zoom を利用したオンライン会議  
出席者 横濱、竹下、高橋、天野(豊)、吉田、柴垣、山本、依藤、成田、新井、天野(ゆ)、岡田、本家、  
堂園、藤原、金子の各委員  
欠席者 なし

議事に先立ち、各委員から挨拶を行った。

令和3年度第7回委員会(令和4年3月9日開催)の議事要旨は資料2のとおりであり、各委員にメールにて照会し、最終的に特に意見がなかったことが報告され、承認された。

## I 議事

### (審議事項)

#### 1. 委員長の選出について

事務局から、委員長については、静岡大学における人を対象とする研究に関する規則(以下、「規則」という。)第17条第1項において、「委員会に委員の互選により委員長を置く。」となっており、委員長の選出を行いたい旨提案があり、堂園委員から横濱委員の推薦があり、審議の結果、横濱委員を委員長に選出した。

#### 2. 委員長の職務代行者について

委員長から、委員長の職務代行者については、規則第17条第2項において、「委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。」となっており、委員長の職務代行者(副委員長)としては、情報学部の高橋委員を指名する旨発言があった。なお、本委員会の継続性及び安定性を踏まえ、前年度まで委員長を務めた堂園委員も副委員長として指名する旨発言があった。

#### 3. 人を対象とする研究計画(変更申請)に関する倫理審査について

委員長から、資料5に基づき、工学部から研究計画変更申請書が提出されたが、変更の内容が生理的变化の計測に新しい手法の追加および検討を行いたいとの内容であり、軽微な研究計画の変更ではないため、迅速審査ではなく本委員会にて審議したい旨提案があった。

また、資料5の変更申請書は、事前に関係者にて打ち合わせを行ったうえで修正されたうえで提出されたものであることの説明があった。

次いで、工学部の吉田委員から、変更申請の内容について説明があった。

審議結果と要改善点は次のとおり。

- ・条件付承認(軽微)

- ・変更申請書の「研究における倫理的配慮」に「簡易血糖測定器を使うにあたっては医師等の指導を受けたうえで使用する。」を追記する。

なお、今後、同様に簡易血糖測定器を使用する研究の申請が出てきた場合は、申請書の書き方として、「医療従事者（医師、看護職等）の指導のもと」という点を明記する必要がある旨確認した。

(報告事項)

1. 倫理審査結果について

委員長から、資料6に基づき、前回委員会後から、迅速審査、委員長確認等において承認となった研究題目について報告があった。

(その他)

1. 令和4年度人を対象とする研究倫理委員会スケジュールについて

委員長から、資料7に基づき、前回委員会において決定した令和4年度委員会スケジュールについて説明があり、確認をした。

2. 迅速審査ルールについて

委員長から、資料8に基づき、令和3年度第1回本委員会において確認した迅速審査ルールについて、令和4年度は、迅速審査を行う副委員長は高橋委員になることを含め説明があった。

3. 各部局等における事前審査について

委員長から、資料9に基づき、各部局等における事前審査の確認項目等について説明があった。また、令和4年度から、融合・グローバル領域に所属するイノベーション社会連携推進機構、国際連携推進機構、未来社会デザイン機構、学内共同教育研究施設等を主担当する教員の倫理審査申請は、教職センターの金子委員に加え、本委員会委員にはならないが、申請が出てくる国際連携推進機構から松田教授を金子委員と一緒に事前審査を行っていただくことになったこと、令和5年度以降の対応は、今年度の状況を踏まえ、検討していきたいことの説明があった。

なお、申請書における「6.研究の概要」の研究方法について、申請者によって書き方の質に差があり、何のために審査をするのか、科学的な妥当性を担保し、検証可能な研究方法の書き方をする必要があるため、申請書の様式の改定を含め、次のとおり検討を進めることとした。

- ・申請書の様式に検証可能な研究方法を記載するように説明を追記する。
- ・過去に承認された申請書類を見本とし、分野により記載内容が異なることも踏まえ、記載例を作成する。